

# 裁判外紛争解決手続き（ADR）に要する費用補助

## < 補助対象者 >

### 茅ヶ崎市に居住し、次のいずれにも該当する者

- ・離婚協議中の父母、母子家庭の母、父子家庭の父のいずれかで養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養していること
- ・養育費の取決めに係る裁判外紛争解決手続き（ADR）を行い、それに要する費用を負担していること
- ・過去に同一の児童を対象として、同一の補助対象経費に関する補助金（他自治体が交付したものを含む）を交付されていないこと

## < 補助対象費用(上限5万円) >

裁判外紛争解決手続き（ADR）に係る申込料、依頼料に相当する費用及び調停に係る費用

## < 申請方法 >

養育費の取り決めに交わした文書を作成した日から6ヶ月以内に申請書と必要書類を添えて、茅ヶ崎市こども政策課に提出。

## < 必要書類 >

- 申請者及び子の戸籍謄本又は抄本  
※公簿等により確認することができるときは省略可
- 申請者の世帯全員の住民票  
※公簿等により確認することができるときは省略可
- 補助対象となる経費の領収書等  
※申請者本人が負担したものに限り
- 裁判外紛争解決手続き（ADR）で養育費の取り決めに交わしたことが確認できる書面
- 振込先口座のわかるもの（通帳、キャッシュカード）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）

## < 注意事項 >

- ・書類等の代理作成費用、弁護士会及び認証ADR事業者が用意する場所以外の場所で調停を行う場合の当該場所の賃借費用、交通費その他実費は対象外とします。

# 参考：東京弁護士会「養育費ADRについて」 (<https://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/youiku-adr.html>)

## 養育費ADRとは？

養育費(子の監護に要する費用)について、裁判所ではなく、弁護士会で話し合うというものです。これから養育費を決める場合のほか、すでに決まっている養育費の増額・減額の話合いもできます。養育費の支払いを受ける側だけでなく、支払う側から申し立てることもできます。

## 養育費ADRの特長

### その① 手続きがかんたん！

ウェブ上で申立てや答弁ができます。オンラインでの話し合いも可能です。期日は3回まで。効率良く話し合い、早期の合意を目指します。

### その② 弁護士が間に入るので安心！

弁護士が「あっせん人」として中立の立場で話し合いを進めます。養育費ADRの利用のために弁護士をつける必要はありません。



#### \*費用のめやす\*

期日を3回行って、和解合意が成立した場合、養育費ADRの利用にかかる費用の総額は、当事者各38,500円です。

## 養育費ADRの費用

申立人、相手方の双方に以下の料金をお支払い頂きます。

- 1 申立手数料 各11,000円  
相手方が養育費ADRの利用に同意し、手続きを開始するときにお支払い頂きます。
- 2 期日手数料 各5,500円/回  
あっせん期日ごとに、期日開催前にお支払い頂きます。期日を3回行った場合、総計各16,500円です。
- 3 成立手数料 各11,000円  
和解が成立した場合に、速やかにお支払い頂きます。

※一般あっせん手続へ移行した場合は、上記の料金とは異なります。

お問い合わせ

東京弁護士会 紛争解決センター  
TEL 03-3581-0031  
(平日9:30~12:00 / 13:00~16:00)



丸ノ内線 豊ヶ岡駅 日1b出口直結 有楽町線 桜田門駅 5番出口徒歩5分  
日比谷線 豊ヶ岡駅 A1出口徒歩2分 千代田線 豊ヶ岡駅 C1出口徒歩3分

東京弁護士会 東京都千代田区豊ヶ岡一丁目1-3 弁護士会館6階  
東京弁護士会ホームページ <https://www.toben.or.jp/>

## 東京弁護士会 紛争解決センター

### ・養育費ADR・



両親で支える  
子の笑顔  
話し合いで養育費を決める  
弁護士会の手続です

## 認証ADR事業者を探すには・・・ 参考：「かいけつサポート 認証紛争解決サービス」 (<https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>)

法律にかかわる様々なトラブルの相談、話し合いによる解決のサポート。



かいけつサポート  
認証紛争解決サービス

法務大臣による  
裁判外紛争解決手続の認証制度

話し合いによるトラブル解決、トラブル相談かいけつサポートTOP

### かいけつサポートとは

身の回りで起こる様々なめめ事やトラブルを解決する方法といえば、裁判が代表的です。

それ以外にも、トラブルを解決する方法(裁判外紛争解決手続(ADR))があります。

これは、民事上の紛争を、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、当事者双方の言い分をじっくり聴きながら、専門家としての知見を生かして、柔軟な和解解決を図るものです。

一般的に、調停とか、あっせんと呼ばれています。

このような紛争解決手続は、民間事業者が行っているものもあります。

法務省では、このような紛争解決手続を行っている民間事業者の申請に基づいて、法律に定められた厳格な基準をクリアしているかどうかを審査し、クリアしているものを法務大臣が認証する制度を実施しています。



法務大臣の認証を取得した民間事業者は、「かいけつサポート」の愛称と、ロゴマークを使用することが認められています。